

**「食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例」
の一部改正（案）に対する意見募集結果について**

募集期間 平成 26 年 12 月 19 日（金）～平成 27 年 1 月 8 日（木）

寄せられた件数 3 件（2 名）

項目	意見の要旨	意見に対する考え方
H A C C P 導入基準の 規定	<p>中小事業者にとって限界があることから、導入に取り組む中小零細事業者に対する財政的支援や技術的支援を講じることが必要と考える。</p>	<p>財政的支援については、既に国が「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（H A C C P 支援法）」の中で、長期低利融資の対象として、H A C C P 導入に必要な施設設備だけではなく、その前段階の衛生・品質管理の基盤の整備のみに取り組む場合もその対象とする制度が設けられています。</p> <p>また、技術的支援については、保健所が事業者規模に応じて、助言などを行っていくこととしています。</p>
	<p>H A C C P の 7 原則 1 2 手順を全て満たすことは困難な事業者が大半である。システムの一部だけの導入など、事業者の実態に合わせた誰もが取り組める方策を検討して欲しい。</p>	<p>事業者の実態に合わせて、システムの一部から段階的に導入していただけるように、保健所による技術的支援や、事業者向け導入マニュアルの作成などを行うこととしています。</p>
健康被害、苦情等の保健所への報告	<p>冷凍食品の農薬混入事案などの報道を聞くと自分も安心して食べられない。</p> <p>保健所が徹底的に検査をして欲しい。</p>	<p>保健所が速やかに健康被害の発生に繋がるおそれが想定される事案の情報を得ることで、被害拡大防止策を食品等事業者に指導するなど、消費者の不安の軽減を図っていきます。</p>